

佐世保市除草業務、剪定業務及び伐採業務等の契約事務に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐世保市が発注する除草業務、剪定業務、伐採業務及びこれらの業務に伴い生じた刈草、剪定くず等の処分業務（以下「除草業務等」という。）の契約に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 除草業務 繁茂した草木について刈り取り、抜根を行い、これにより生じた刈草等を運搬、処分する業務をいう。
- (2) 剪定業務 樹幹の乱れや繁茂し混みすぎたや枝葉を整え、これにより生じた剪定くず等を運搬、処分する業務（敷地内に植栽された樹木以外の植物を樹木と一体的に又は単独で体裁を整え切り揃える業務を含み、剪定業務と除草等その他業務を一括して発注する複合業務で、剪定業務に要する金額の方が大きい業務を含む。）をいう。
- (3) 伐採業務 繁茂した樹木について伐採、抜根等を行い、これにより生じた伐採くず等を運搬、処分する業務をいう。
- (4) 処分数量 除草業務等を請け負った者（以下「請負業者」という。）が当該除草業務等により生じた刈草、剪定くず等を処分するため佐世保市西部クリーンセンター又は佐世保市東部クリーンセンター（以下「西部クリーンセンター等」という。）に持ち込んだ刈草、剪定くず等の搬入重量（単位キログラム）をいう。
- (5) 計量票 西部クリーンセンター等が発行する刈草、剪定くず等の搬入日時及び搬入重量等が記載された個票をいう。
- (6) 登録者名簿 佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱（平成25年10月2日施行）第4条第1項に規定する名簿をいう。

(発注基準等)

第3条 除草業務等を発注する場合は、次の表の左欄に掲げる現場に応じて、それぞれ右欄に掲げる者から指名を行わなければならない。

現場	指名業者	
	除草業務又は 伐採業務	剪定業務
道路使用許可が必要とされる現場	本市建設工事の入札参加資格者で「造園工事」又は「土木一式工事」に登録している者	登録者名簿の「除草・剪定等」に登録し、かつ次のいずれかに該当する者 (1) 造園技能士1級又は2級の資格者を有している者 (2) 剪定業務の実務経験を7年以上の実績を有している者
高所作業車が必要とされる現場		
安全帯（命綱）等の安全確保のための装具が必要とされる現場		
急傾斜又は急斜面の現場		
上記にいずれにも該当しない現場	登録者名簿の「除草・剪定等」に登録している者	

（処分数量の確認）

第4条 除草業務等を発注した課（以下「主管課」という。）は、契約書の定めるところにより、除草業務等の業務終了後に受注者から計量票の原本を提出させ、当該計量票と西部クリーンセンター等から送付された計量票の電子データを突合し、処分数量の確認を行わなければならない。

2 前項の規定による突合の結果、処分数量に齟齬があった場合、主管課は直ちにその原因を明らかにし、受注者に指示をするなど、適正な処理をしなければならない。

（処分手数料の支払い）

第5条 処分手数料（除草業務等により生じた刈草、剪定くず等を西部クリーンセンター等で処分するのに必要な手数料をいう。）は、前条の規定により処分数量を確認した後に、主管課が、環境部が発行する請求書に基づき、環境部に支払うものとする。

（処分数量にかい離があった場合の取扱い）

第6条 単価契約以外の契約において、第4条の規定により処分数量を確認した結果、当該処分数量とあらかじめ契約で定めた処分数量に著しいかい離が

あった場合、主管課は、関連する事項に係る契約の変更について受注者と協議をしなければならない。

(契約変更理由の確認)

第7条 主管課は、前条の変更契約をしたときは、その理由を確認、精査し、支出命令書に記載しなければならない。

(確認事項)

第8条 主管課は、除草業務等の契約においては、第4条に定める処分数量の確認のほか、次の事項を確認し、支出書類に記載及び添付しなければならない。

- (1) 請求書及び完了報告書に記載してある処分数量の突合
- (2) 業務終了後の現場の状況が確認できる報告書
- (3) 現場確認を行わない場合は、完了報告書に記載された除草業務等の履行前、履行中、履行後の写真
- (4) 前条に定める契約変更の理由
- (5) 次条に定める確認の状況

(業務中の現場確認)

第9条 除草業務等の契約においては、主管課は、必要に応じて業務中の現場確認を行わなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する除草業務等の契約について適用し、同日前に締結した除草業務等の契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月16日から施行する

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年3月10日から施行する。

- 2 改正後の規定は、令和 7 年度以後に締結する契約について適用し、令和 6 年度以前に締結した契約については、なお従前の例による。